

平成24年洞爺湖町教育委員会第2回臨時会会議録

日 時	平成24年5月18日(金) 15:03より
場 所	役場第1委員会室
出席委員	委員長 蓮井 勇 委員長職務代理者 福島 浩二 委員 増山 和世 委員 岩原 義美 教育長 綱嶋 勉
欠席委員	無し
説明員	管理課長 遠藤 秀男 社会教育課長 天野 英樹 社会教育課主幹 杉上 繁雄
会議録調整者	管理課学校教育グループ主査 尾崎 文郎
傍聴者	無し
日程第1 【開会宣言】	<p>蓮井委員</p> <p>開会を宣言する。(15:03)</p> <p>只今説明がありましたように、委員長が決定するまで会議の進行をさせていただきます。</p> <p>会議日程第2に入る前に、5月8日に洞爺湖町議会第1回臨時会が開催され、増山委員さん、綱嶋委員さんの再任の同意があり、本日9時に真屋町長から辞令交付がありましたので、ご報告いたします。</p> <p>それでは、お二人の方にご挨拶をいただきたいと思います。</p> <p>増山委員さん、お願いします。</p> <p>増山委員</p> <p>引き続きまして、お世話になります。なんのお手伝いもできないと思いますが、自分なりに精一杯お手伝いをさせていただきたいと思いますので、よ</p>

	<p>ろしくお願いいたします。</p> <p>蓮井委員 網嶋委員さん、お願いします。</p> <p>網嶋委員 2年間教育委員として務めさせていただきました。今朝ほど町長から再任の辞令を、増山委員とともにお受けしました。</p> <p>2年間経験をして、改めて教育の難しさや奥深さを再確認しているところでございます。引き続き先輩の委員さんにご指導いただきまして、今日からまた新たな気持ちで務めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。</p>
<p>日 程 第 2 【前回会議録の承認】</p>	<p>蓮井委員 各教育委員の署名により、承認を確認。</p>
<p>日 程 第 3 【教育長諸般の報告】</p>	<p>《教育長不在のため、代理者の管理課長が報告》</p> <p>3 / 2 2 洞爺湖町スポーツ推進委員会議（役場）</p> <p>3 / 2 3 本町・入江・桜ヶ丘保育所修了式（各保育所）</p> <p>” 洞爺湖町有珠山ジオパーク推進協議会臨時総会（役場）</p> <p>3 / 2 6 洞爺保育所修了式</p> <p>3 / 2 8 町体育協会スポーツ表彰式（あぶたふれ合いセンター）</p> <p>4 / 3 教職員辞令交付式（役場）</p> <p>4 / 4 さくら保育所開所式</p> <p>4 / 6 小・中学校入学式（各学校）</p> <p>4 / 9 胆振教育研究所理事会（むろらん広域センタービル）</p> <p>” 管内教育委員会教育長会議（むろらん広域センタービル）</p> <p>” 洞爺高校・虻田高校入学式（各学校）</p> <p>4 / 1 1 定例校長会議（役場）</p> <p>4 / 1 7 全国学力・学習状況調査実施（各学校）</p> <p>4 / 1 8 定例教頭会議（役場）</p> <p>4 / 2 4 町教育研究会総会（虻中）</p> <p>4 / 2 5 公立高校配置計画地域別検討協議会（むろらん広域センタービル）</p> <p>4 / 2 6 ウイメンズネットワーク洞爺湖総会（文化交流会館）</p> <p>” 町文化団体協議会総会（文化交流会館）</p> <p>5 / 7 町育英生選考委員会（役場）</p> <p>” 定例校長会議（役場）</p> <p>5 / 8 町議会臨時会（役場）</p> <p>” 社会教育委員会議（役場）</p> <p>5 / 1 1 スポーツ推進委員会議（役場）</p>

- 5 / 1 5 定例教頭会議（役場）
- 5 / 1 6 文化財運営審議会（役場）
- ” 縄文まつり実行委員会（役場）
- 5 / 1 7 P T A 連合会総会（洞爺観光ホテル）

蓮井委員

ありがとうございました。

諸般の報告につきまして、課長さんから報告がございました。

質問等ございますか。

校長会として、今年度の取組みについて、きちっとまとまったものが出ておまして、これに則って各学校の運営がなされていくということで、具体的内容で期待できるかなと、そう思っております。

全国学力状況調査について、今年度から理科が加わりましたが、何か特別な報告等はございますか。

遠藤管理課長

理科が加わった事に関する特別な状況については、特に報告は入っておりません。

蓮井委員

8月末か9月当初頃には、学力調査の結果が示されると思いますが、理科については今年度から始まったということで、少し注目していきたいなと思っております。

他、皆さんからごさいませんでしょうか。

特になければ、諸般の報告について終わってよろしいでしょうか。

《異議無し》

諸般の報告につきましては、これで終わります、次に進みます。

日程第4に入ります。

日 程 第 4

【 選 挙 】

・選挙第1号

日 程 第 5

【 指 定 】

・指定第1号

蓮井委員

日程第4は教育委員会委員長の選挙ということで、人事案件ということで非公開としてよろしいでしょうか。

《異議無し》

非公開とします。

事務局から説明をお願いします。

遠藤管理課長

説明させていただく前に、非公開について日程第5の指定第1号と日程第7の議案第17号も人事案件でございますので、これらにつきましても併せて非公開についての判断をしていただけたらと思います。

蓮井委員

今、説明がありましたが、先ほどの選挙第1号と指定第1号、議案第17



<p>・報告第11号</p>	<p>蓮井委員長 洞爺湖町スポーツ推進委員の委嘱について、社会教育課長から報告いただきました。 質問等ございますか。 《特に無し》 では、次に進みます。</p> <p>報告第11号、洞爺湖町文化財運営審議会委員の委嘱についてでございます。 天野社会教育課長 6ページでございます。 報告第11号、洞爺湖町文化財運営審議会委員の委嘱について。洞爺湖町文化財運営審議会委員の委嘱について、次のとおり報告するものです。 6名の方に委嘱しております。6名全員再任となっております。第1回目の会議につきまして、5月16日に開催いたしまして、会長に三浦氏、副会長に大廣氏をそれぞれ選任しております。任期につきましては、平成24年4月1日から平成26年3月31日までとなっております。委員の氏名の朗読につきましては省略させていただきます。 以上でございます。 蓮井委員長 文化財運営審議会委員の委嘱についてということで、報告をいただきました。皆さん再任ということでございます。 ご意見等ございますか。 《特に無し》</p>
<p>【議決事項】 ・議案第17号</p>	<p>続きまして、日程第7に移ります。 議案第17号、洞爺湖町教育委員会教育長の選任についてでございます。</p> <p>..... 非 公 開 .....</p> <p>《委員長を除く委員の互選により、綱嶋委員を教育長に選任》</p> <p>..... 非公開終了 .....</p> <p>蓮井委員長 それでは、各委員さんの協議の結果、綱嶋委員さんを教育長に選任することに決定しましたので、報告申し上げ、教育長任命の辞令を交付いたします。 《教育長任命辞令交付》 それでは、ご挨拶をいただきたいと思います。</p>

・議案第18号

網嶋教育長

皆さんの同意をいただきまして、委員長さんから辞令の交付をいただきました。先ほどもお話し申し上げましたように、2年間経験して教育行政の奥深さ難しさを痛感しているところです。事務方の責任者として、皆さんのご指導ご協力によりまして、力一杯、町内の教育課題について、一步でも前進するように努めて参りたいと思いますので、引き続き皆さんのご指導をよろしくお願ひ申し上げたいと思います。よろしくお願ひいたします。

蓮井委員長

これによりまして、体制が整いましたので、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

次に進みます。

議案第18号、洞爺湖町立学校管理規則の一部改正について、お願ひします。

遠藤管理課長

8ページでございます。

議案第18号、洞爺湖町立学校管理規則の一部改正について。洞爺湖町立学校管理規則の一部を改正する規則を次のように定めるものでございます。

教育長名が書いておりませんが、先ほど教育長が選任されましたので、網嶋勉と記入していただきたいと思ひます。

この規則改正ですが、中体連等色々大会がございますが、大会運営等に教職員が関わるが多々ございます。その場合の職務専念義務の免除について、これまでであったのですが、それを更に明確にしようというものでございます。

議案の中ほどに、大会等の運営に関わるものとありますが、この大会等というのはスポーツだけでなく、文化の発表会や合宿、練習試合も含めまして、文化スポーツ団体が主催する大会等についても、教職員が職務専念義務の免除を受けて参加できるというものでございます。ただし、学校教育活動の中に位置づけられているものが対象でございます。これまで、職務専念義務免除の承認については、校長は教職員にはできましたが、校長自らはできなかったものですから、今回はこれも含めて、校長自らの承認もできるというかたちになったものでございます。また、これらスポーツ団体、それから文化団体の役員になっている場合、そのスポーツや文化行事が学校教育上に位置づけられているものであれば、大会だけではなくて、その準備委員会や実行委員会、指導者研修会などにおいても、職務専念義務免除が受けられるということを明確にしたものでございます。9ページに新旧対照表がございます。17条第2項ですが、職員の職務に専念する義務の免除の承認は、校長にあっては教育長（道又は町行政の運営上その地位を兼ねることが特に認められる団体の役職員の地位を兼ね、その事務を行う場合（学校の教育活動として位置付けられており自校の児童若しくは生徒が参加する大会等の運

営に関わるもの又は教育長が特に認めるものに限る。)は、校長本人)が所属職員にあっては校長が行う。ただし、所属職員で次に掲げる場合は、教育長が行うと例外規定がございまして、(3)学校の教育活動として位置付けられており自校の児童若しくは生徒が参加する大会等の運営に関わるもの又は教育長が特に認めるものを除く、となっております。

資料の6ページをご覧くださいと思います。道教委の4月10日付けの通達でございます。教職員が部活動に係る大会等の業務に関する場合の服務上の取扱いについてということで、勤務時間中に行うことが認められていない教育研究団体等の会計監査等の業務を行っていたことなどについて指摘をされたことを受けまして、これまで取扱いが明確となっていなかった部活動に係る大会等の業務に従事する場合の服務上の取扱いについて、今後、次のとおりとしますので、適切に取り扱ってくださいというものです。

1の服務上の取扱いとして、部活動に係る大会等が当該学校の教育活動として位置づけられており、自校の児童又は生徒が参加する大会等に係る業務については、次の表のとおりとするということで、表では、生徒等の大会等への参加に関わるものは、公務として処理します。大会等の運営に関わるものについては、同一年度内の10日まで、職務専念義務の免除を校長が判断できますというものです。7ページにフローチャートがございます。当該大会等の自校での位置づけは?とありまして、左側に自校の教育活動として位置づけられており、自校の生徒等が参加しており、生徒等の大会等への参加に関わるものは、公務となります。大会等の運営に関わるもので、10日以内は職務専念義務の免除となり、10日を超えるものは個別協議となります。

右側の自校の教育活動として位置づけられていない、又は自校の生徒等が参加していないもので、他校での位置づけで、教育活動として位置づけられていない又は、他校の生徒等が参加していないものは、有給休暇を取って参加することになります。それ以外で、他校で教育活動として位置づけられており、当該他校の生徒等が参加しているものは、個別協議となったものです。これを明文化したものが今回の改正でございまして、道の方もこの規則を改正しております。道の規則に合わせまして、平成24年4月10日から適用するものでございます。

以上です。

蓮井委員長

スポーツ活動や文化活動において、どこまでが公務や職務専念義務免除に当たるのか、管理職や当の本人も苦慮することが、過去にもあったかと思っております。今回の改正で、全てではありませんが、かなり明確になってきていると思っております。

この改正で、ある程度のけじめがつくのかなとも思いますので、遺漏無いように各学校に周知徹底していただきたいと思っております。

ご質問等ございますか。

・議案第19号

《特に無し》

一度周知しただけでは難しい面があると思いますので、取扱いについてよろしく願いいたします。

次に議案第19号に移ります。洞爺湖町立学校職員の自家用車の公用使用に関する要綱の一部改正について、お願いします。

遠藤管理課長

10ページでございます。洞爺湖町立学校職員の自家用車の公用使用に関する要綱の一部改正について。洞爺湖町立学校職員の自家用車の公用使用に関する要綱の一部を改正する訓令を次のように定めるものでございます。こども教育長名として綱嶋勉と記入していただきたいと思います。

《議案の読み上げで説明》

これにつきましては、出張等で公共交通機関を使用すると、公務に支障が出る場合がございます。そういう場合は、各学校に公用車を配置しておりませんので、自身が所有している自動車を利用しての出張や赴任をしていただいております。そのための要綱でございまして、今回の改正は、所有の定義を明確にしようというものでございます。11ページに新旧対照表がございます。右側は現行ですが、アンダーラインのところ、職員又は職員と生計を一にする親族が所有しているところを、職員の配偶者又は北海道職員等の旅費に関する条例第2条第1項第6号に規定する扶養親族の所有又は使用するものでありと改正するものでございます。この生計を一にする親族というものの明確な規定がないということで、色々不都合があったようで、そのため、左側にありますように、北海道職員等の旅費に関する条例があり、そこにそれらのことが明確に規定されておりますので、それに沿ったかたちで、条例名を明記し具体化するものでございます。道の条例では内縁関係も含まれておりますので、それらについても明確になったと考えていただきたいと思います。12ページ・13ページはその様式でございます。

4月1日から適用するものでございます。

以上です。

蓮井委員長

この改正は、使用に関して厳しくするものではなく、所有者に関する部分を整理しておくというものと思います。

実態として、大きく変更するようなことは想定されますか。

遠藤管理課長

実態として、ほとんどないと思います。言葉の捉え方が人によって変わってくるものですから、道の条例で明確に扶養親族をうたっていますので、それを適用するもので、実際にはまったく変わるものではございません。

蓮井委員長

自動車の運転に関しましては、交通違反や事故のないよう徹底しなければなりません。



<p>・議案第20号</p>	<p>特にご意見なければ、このようなことでよろしいでしょうか。</p> <p>《特に無し》</p> <p>提案のとおりと確認します。</p> <p>他、事務方からございますか。</p> <p>遠藤管理課長</p> <p>申し訳ございませんが、追加議案を提案させていただきたく、そのご判断をお願いいたします。</p> <p>蓮井委員長</p> <p>追加議案の提出について、承認してよろしいでしょうか。</p> <p>《異議無し》</p> <p>提案をお願いします。</p> <p>遠藤管理課長</p> <p>議案第20号、修学旅行の引率業務等に従事する町立学校職員の勤務時間の割振り等に関する要領の制定についてでございます。</p> <p>修学旅行の引率業務等に従事する町立学校職員の勤務時間の割振り等に関する要領の制定について次のように定めるものでもでございます。</p> <p>ここも、教育長のあとに、綱嶋勉と記入をお願いいたします。</p> <p>修学旅行の勤務時間の割振り等というのは、平成22年5月に教育委員会議の中で、修学旅行の引率業務に従事する町立学校職員の勤務時間の割振り等に関する要領というものを制定していただきました。今回は、これに修学旅行だけではなく、文化祭や学校祭、それから体育祭や運動会等も含めて、一括の要領を制定しようというものでございます。2年前に制定していただいたときは、修学旅行というのは、夜遅くまで子供たちを見なくてはいけなく、通常の7時間45分勤務は難しいので、その実施日を含む4週間の中で8日間の休みを確保しようというもので、1日16時間を超えない勤務時間にしよう。ですから、修学旅行の時は8時から夜の10時位までになりますが、夜中については、勤務時間から外しますというかたちになっております。実際には、夜中に子供たちに何かあったらどうするかという話になり、なかなか難しい問題ではありますが、そういうかたちで2年前に制定していただきましたが、今回は、こういう事態は文化祭や体育祭等についても、準備を含めて長時間の勤務を要することで、これも4週間の中で割振りの対象にしようというものです。新たに今回この要領を制定しまして、修学旅行だけの要領を廃止をさせていただくものでございます。</p> <p>内容について、読み上げさせていただきます。</p> <p>《議案の読み上げにより説明》</p> <p>以上でございます。</p> <p>蓮井委員長</p> <p>何か質問等ございますか。</p> <p>職員団体との協議について何か話がありましたか。</p>
----------------	---

遠藤管理課長

これについては、労働条件ではありませんので、職員団体との協議にはならない事項でございます。

蓮井委員長

これは道教委の規定を受けてということですね。

遠藤管理課長

基本的には、修学旅行に引率すると、休みが確保できず、なあなあで進んできた現状があります。こういったかたちで、校長先生が事前にしっかりした割振りをしていけば、先生の休息日を確保できるというのが目的です。修学旅行だけ2年前に行いましたが、それだけではないということで、文化祭等も準備もあり1日で全てが終わるものではございませんので、それらも含めて一括して要領を定めて、先生の休みを確保しましょうというのが目的でございますので、先生方に不利になるようなものではございません。

蓮井委員長

多岐に亘る勤務内容ですから、残業時間をなかなか決め難いものがあり、先生方には残業手当がなくて、一律の4パーセントの調整手当が出ることで、これらを調整しているわけですけど、それへの影響は考えられますか。

遠藤管理課長

調整手当で自体については特になりません。できるだけ時間外勤務を縮小するというのがこれまでの動きですので、その一役を買うという内容を含むと理解しております。

蓮井委員長

子供たちの活動に関することですので、あいまいな部分で行ってきたものが、このように整理されると、何か規制されたり、4パーセントというのは実態に合わないのではないかとということで、職員団体等が動き出したりしないかという懸念もあったものですから、そういう思いがありました。

遠藤管理課長

私の考えでは、交渉議題に載らない事項だと思っておりますが、その辺(調整手当の額も含めて)の職員団体等の交渉経過については、これが議題になったかどうかを含めて確認しておりません。ただ、北海道も財政的に非常に厳しい状況で、今年度も先生方の給料の独自削減が行われており、そこだけ突出して上げることは難しいと思われまます。

蓮井委員長

現政権の母体が連合ということ考えますと、その連合を大きく支えているのが日教組でありますので、その辺の動きについて、気にして聞いておりました。

良識的な対応をお互いしている時に、いらぬ火をつけることになって欲しくないと思いますが、一方で何でも対応しなければならなかった先生の勤務実態を、整理して行って、きちっとしたものにしていこうということも、理解できなくはないと思います。

福島委員

これらを見ると、先生方の権利ばかり主張されているように思えてなりません。一方で権利には義務も付いてきますので、義務について記載されるものがあったと思います。

この改正等は、道教委や局からの指示があったものですか。

遠藤管理課長

この改正は、道教委がこのように改正しております。で、これを受けたかたちで、市町村立学校も適用すべきであろうということで、道からの指導もありましたので、内容は道と同じで、今回させていただきました。

やはり、会計検査が入って色々指摘があり、そういったことを道教委がしっかり受け止めて、馴れ合いになっていた部分もありましたので、運用についてしっかり定めようというのが今回の主旨だと、私どもは理解しておりますので、そのように理解していただきたいと思います。当然権利とか義務とか出てくるのですけれど、権利というよりも、今まであったことをより明確化したとご理解いただけたらと思っております。

福島委員

明確したことに、こだわったり、こだわらなかつたりする先生が出てくると思ひまして、どの方向から指導されたのか聞きたかつたものです。

蓮井委員長

これだけ具体的になりますと、そういう疑念が出てくると思ひます。道教委もやや神経質になっているのかなと思ひます。

綱嶋教育長

今まで修学旅行の勤務時間のことだけだったのですが、運動会ですとか1週間前になりますと、会場の設営もそれから総練習なり当日の大会で、先生方の勤務時間というのは、平時のかたちではなくて、場合によっては朝6時半位からスタートして、帰りはその分早いと。一連の調査があつて、勤務時間も問題が今クローズアップされておひまして、それらのことも含めて実態というか、管理している校長が学校祭等を実施する上で、平時の勤務時間でないかたちに合わせることを、割振りを含めて明確にしているものです。会計検査がらみで調査した結果、現実と規定で隔たりがある部分を整理すると、そういう意味合いです。これ以外でも、まだまだ見直しをしなければならぬ部分が出てくると思ひます。表面的には週休2日の確保が目立ちますが、そういった意味合ひもあります。

蓮井委員長

このように細かく規定されていることは、間違っていないと思ひますが、逆に、多様な教育活動を停滞させないように、各学校には運用面で配慮してもらいたいと思ひます。

校長会で説明する時には、今まで出た意見も含めて、説明していただけたらと思ひます。

他、ご意見ございますか。

日 程 第 8

【 そ の 他 】

《特に無し》

それでは、提案されたとおりと確認いたします。

その他ございますか。

天野社会教育課長

その他でご報告をさせていただきます。

前回の教育委員会で、福島委員さんから津波の関係で、ふれ合いセンターとあぶた体育館に、津波警報が出た場合、避難できる最短の避難経路の表示というお話がありました。それぞれ地図を作り、ふれ合いセンターは役場、あぶた体育館については母と子の館が1番近いということで、カラーの地図で掲示をしてございますので報告させていただきます。

もう1点ですが、社会教育主事が不在でございましたが、道教委から3年間派遣ということで来ていただきましたので、この会議が終了した後、ご紹介させていただきたいと思います。

以上でございます。

蓮井委員長

広報等や公共施設に海拔が表示されておりましたが、津波災害を意識すること関しに効果があると感じました。また、新聞等に載っておりましたが、保育所園児の避難の際に、カートに乗せることになりましたが、4輪でブレーキ付きでなければというような内容でした。そのようなことも加味しながら、今後時間を取って検討する必要があると思います。

町としてのハザードマップは出来ているのですか。

綱嶋教育長

北海道の考え方をベースにして作成しますので、今年度中ということになるかと思えます。

蓮井委員長 その時は、津波だけでなく大雨等も含めることも大事なかなと思えます。

福島委員

前回出した意見に対応してもらい、ありがとうございました。

それから、本町保育所のことですが、昨年11月23日に避難訓練をしたと聞いておりますが、やはり今一度、消防・警察・自治会を入れた訓練をしていただきたいと思えます。そうすると必ず問題点が浮き彫りになりますし、訓練や社会教育で作成した地図について、町がどういう動きをしているか皆気にしているところですので、マスコミに知らせて欲しいと思えます。

防災の町ですので、道の動きを待たないで動いて欲しいと思えます。

蓮井委員長

教育部分のみの関わりでなくて、全町的な組織として、これらについて取り組まなければならないと思えます。

この件について、よろしいでしょうか。

日程第 9 【 閉 会 】	《特に無し》 本日の日程は全て終了しましたので、第 2 回臨時会を終わります。 ( 1 7 : 3 7 )
------------------	---